

公開版

平成26年度 教育委員会 第21回定例会 議案

1 日 時 平成27年2月2日（月）午後1時30分

2 場 所 教育委員会議室

3 日 程

（1）開 会

（2）議 事

<非>第55号議案 平成27年2月県議会定例会に提出する議案 … 非

<非>第56号議案 教職員の懲戒処分 … 非

（3）報告事項

（4）閉 会

静岡県教育委員会

第21回定例会 報告事項

番号	項目	Page
1	教職員コンプライアンス委員会の開催結果	1
2	第5回「地域とともにある学校づくり」検討委員会	3
3	静岡県行財政改革推進委員会（補助教材関係）	6
4	三ヶ日青年の家の事故書類送検に関する不起訴について	9

報告事項 1 【情報提供】

平成 27 年 2 月 2 日

教職員コンプライアンス委員会の開催結果

(教育総務課)

1 開催日時 平成 27 年 1 月 9 日 (金) 午後 1 時 30 分から午後 3 時

2 場 所 県庁西館 4 階第一会議室 A・B

3 委員名

静岡大学人文社会科学部法学科教授	日 詰 一 幸 (委員長)
聖隸三方原病院 臨床心理士	岡 田 光 夫 (欠席)
弁護士	橋 本 裕 子
株式会社大丸松坂屋百貨店 業務推進部長	鈴 木 健 一
静岡県公立高等学校 P T A 連絡協議会理事	桐 林 秀 行
静岡県 P T A 連絡協議会理事	柳 町 直 美

4 議 事

- (1) 平成 26 年度第 1 回教職員コンプライアンス委員会措置状況
- (2) 懲戒処分の件数
- (3) 通報制度の運用状況
- (4) 不祥事根絶に向けた取組
 - ア 不祥事根絶取組進捗状況
 - イ ハラスメントの防止等に関する指針 (案)
 - ウ 「教職員の不祥事の背景・要因と予防対策」
講師：常葉大学大学院非常勤講師 臨床心理士 今井由樹子

5 委員からの主な意見

- (1) 平成 26 年度第 1 回教職員コンプライアンス委員会措置状況
 - ア 通報制度の運用状況
 - ・制度を繰り返し広報していくことが有効である。
 - イ 平成 25 年度体罰に係る実態把握の結果
 - ・部活指導については取組を緩めてしまうと体育会系の指導の歴史もあるのでもう少しこの取組は継続したほうが良い。
 - ・小学校を中心とした授業に集中しない児童に対しての指導法の研修は重要である。
 - ウ 今後の不祥事根絶対策
 - ・相談員研修の機会に受講生同士で話し合うことや臨床心理士を活用するなどいろいろな形で相談員のストレスを軽減できる機会を増やしていくことには賛同する。
 - ・昨年は脱法ハーブなどの危険な薬物が蔓延し、社会問題となっているため教職員及び生徒に対し、薬物への注意喚起を引き続きお願いしたい。

(2) 不祥事根絶取組進捗状況

- ・教職員には転勤があり、異動先の学校はそれぞれ特徴があるため、研修は一度受けければいいというものではなく、継続的に行なうことが大事である。
- ・ハラスメントの防止等に関する指針の配布用のパンフレットについて、相談窓口のところに教職員倫理ヘルplineのメールアドレスをいれたらどうか。
- ・取組の実施が目的とならないように、一つ一つの取組の質を向上させることが重要である。

(3) 臨床心理士の講演「教職員の不祥事の背景・要因と予防対策」

- ・臨床心理士による分析は有意義であり、専門家との連携はこれからも進めてほしい。
- ・分析の結果を取組にフィードバックし、それが評価されるというサイクルができることが望ましい。

6 今後の対応

今回いただいた意見等は、今後の取組に反映していく。

7 次回開催予定

平成27年5月頃（予定）

第5回「地域とともにある学校づくり」検討委員会

(義務教育課)

1 事業の目的

静岡県が掲げる「有徳の人」の育成に向け、学校運営協議会（コミュニティ・スクール）の導入を促進するとともに「文・武・芸三道鼎立」を推進し、地域ぐるみ・社会総がかりで子どもたちの教育にかかわる学校づくりを協議・検討する。

2 日時

平成27年1月20日（火）午後1時から2時30分まで

3 事務局からの説明

- (1) 提言について
 - ア コミュニティ・スクール導入促進
 - イ 文武芸の三道鼎立
 - ウ 静岡らしさの具体化
 - エ 関係者の意識啓発
 - オ 優れた教育実践の発信
- (2) 次年度への施策の取組イメージ
- (3) 政府予算の関係事業

4 協議の主な意見

- (1) 外部人材の活用について
 - ・ 部活動指導者の人材活用は大事だが、外部の方にお任せとなってしまうのは、よくない。平日は顧問の教員、土日は外部人材というようなバランスをとっている例がある。
 - ・ スポーツだけでなく、芸術にも力を入れる学校が出てきてもよい。多様なメニューから選択していく形も考えられる。
- (2) 学校関係者の理解について（学校支援地域本部、コミュニティ・スクール等）
 - ・ コミュニティ・スクールに似た仕組みはたくさんあるのではないだろうか。少し形が違う仕組みを整理してほしい。
 - ・ コミュニティ・スクールの言葉や概念は正式な定義づけがされていない。学校運営に地域の人がどう参画していくかということとセットにして話を進めてほしい。
 - ・ 先生方は異動があるので、コミュニティ・スクールを受け入れる体制の維持は難しい部分もある。
- (3) CSディレクターについて
 - ・ 国の補助事業を使って、これを実践したい。佐藤さん（地域コーディネーター）のような地域の方を見つけるのはなかなか大変である。
 - ・ 保護者や教員はいなくなってしまうが、地域の方は残っていくので、学校との間に入ってくださる地域のCSディレクターの存在は大きいと思う。
- (4) コミュニティ・スクールの役目
 - ・ 学校に地域の方が入ってきて授業の様子もよく見ているため、保護者や地域の方に安心感があり、全国学力・学習状況調査の結果の数値はあまり気にならないようである。
 - ・ 教員の多忙感の話が出ていたが、少しずつ楽になるようになってほしい。
 - ・ すぐに効果ができるものではないが、メリットはたくさんある。
（よりよい教育ができる、学校への理解が深まる、制度としての人的支援が確保できる、役割分担が明らかになる、地域の方が関わってくださるので助かる等。）

5 今後の予定

- ・ 第6回「地域とともにある学校づくり」検討委員会（最終回）
平成27年3月9日（月）開催予定

地域とともにある学校づくりに向けて（提言）【案】

1. 取組の方向性

- 学問・スポーツ・文化芸術の素養をバランスよく身に付ける（文・武・芸の「三道鼎立」）とともに、豊かな徳を兼ね備えた、静岡県の掲げる「有徳の人」の育成を目指す。
- 地域の子どもの教育には地域が一丸となって取り組むという「地域とともにある学校づくり」の推進により、教員の多忙化の解消を図るとともに、学校を中心に地域の絆を深め、地域全体の教育力の向上につなげる。

2. 具体的取組

（1）コミュニティ・スクール導入促進

- コミュニティ・スクールの導入を目指す学校・地域を対象として、組織や運営体制づくりの支援をする（教員・事務職員配置などの人的支援・運営費支援など）とともに、学校支援地域本部事業を引き続き推進する。

- 県や市町からの支援に当たっては、どの学校においても実施可能であるという環境が整備されることが重要。
- 一方的に、地域が学校・子どもたちを支援するという関係ではなく、学校と地域との双方向の関係という視点が必要。

（2）文武芸の三道鼎立

- 学校における運動部活動の地域化（外部指導者の導入など）や地域の文化・芸術資源の活用（劇場等施設、音楽家・芸術家のアウトリーチ）を促進する。

- 運動部活動の指導が教員の負担となっている面もあることに鑑み、外部指導者の活用を通して、部活動の地域化を促進。
- 文化・芸術分野の人材活用も重要。その際、指導者としての資質をどのように測るか、検討が必要。

(3) 静岡らしさの具体化

- 富士山学習・地域防災活動等、静岡という地域固有の題材を中心として、学校・教育委員会と多様な機関・団体との協働による「静岡らしさ」を發揮した地域とともにある学校づくりを推進する。

- ・ 各地域において、どのように学校と地域を融合させていくのか、例えば、学力向上、地域学の推進などの方向性を打ち出していくことが必要。
- ・ 地域といつても静岡県は広く、事情が異なっているという視点、また、既に県内各地で様々な関係団体や仕組が機能しており、これらをうまく活用するという視点が重要。

(4) 関係者の意識啓発

- 地域とともにある学校づくり推進のための学校管理職を対象とした研修を充実させるとともに、学校運営に参画する保護者・地域住民を対象とした研修等を実施する。

- ・ スムーズな運営のために、学校運営協議会の委員や学校ボランティア、学校等にも研修が必要。一方、受け入れる学校の職員側も「地域は学校を応援したい」という意識を持つことが重要。
- ・ 学校内外で取組に関わる者が「やりがい」や「達成感」を感じられる方法を継続させていくことが必要。

(5) 優れた教育実践の情報発信

- 各取組の実践の成果・課題を検証するとともに、県内でフォーラムを開催し、コミュニティ・スクールや学校支援地域本部、また両者の一体的な取組などの教育実践を積極的に情報発信する。

- ・ 個々の取組をさらに発展させるためには、学力や生徒指導の様子などにおける成果や課題の検証が重要。
- ・ 県内の先行地域や県外の先進地域における実践を、子どもたちの成長をPRしながら発信していくことが有効。

報告事項3【情報提供】

平成27年2月2日

静岡県行財政改革推進委員会（補助教材関係）

（義務教育課）

1 委員会の概要

(1) 設置目的

本県の行財政改革の推進に向けて、様々な観点から意見や提言をいただき、改革に反映していく。（事務局：行政改革課）

(2) 検討内容

- ア 静岡県行財政改革大綱の取組状況の検証・評価、進捗管理に関するこ
- イ 一層の改革が必要な課題、時代の変遷による新たな課題に関するこ

2 補助教材関係の議論

(1) 第3回委員会（平成26年10月31日開催）

審議テーマ：“ふじのくに”士民協働事業レビュー結果の検証

補助教材関係については、今後、補助教材作成・選定・評価方法調査チームからの情報提供を踏まえて、継続して議論していくこととなった。

※調査チームメンバー：高副知事、職員局長、教育次長、義務教育課長、行政改革課長

(2) 第5回委員会（平成26年12月24日開催）

審議テーマ：補助教材の作成・選定・評価方法

補助教材の概要とこれまでの経緯、調査チームにより把握した実態や整理した情報

(3) 第6回委員会（平成27年1月14日開催） 別添資料

・審議テーマ：補助教材の作成・選定・評価方法

ア 資料1

第6回行財政改革推進委員会 補助教材関係資料

イ 資料2

校長、教員と教材会社等との関わり方ガイドライン骨子

(ア) 校長、教員の教材会社等との関わり方

・地方公務員法第38条関係（兼業ルール）

・営利企業等従事許可の基準の明確化

・倫理や服務に関する規定

教材会社等への役員就任の禁止、教材会社等への事業協力の禁止、教材会社等との接触

(イ) 教材会社等に再就職したOB校長・教員の学校への関わり方

・働きかけの禁止

ウ 資料3

補助教材の作成・選定・評価方法に関する県民意識アンケート集計結果

エ 資料4

補助教材の作成・選定・評価方法に関する県民意識アンケート調査結果（自由記述）

オ 資料5

平成26年度静岡県行財政改革推進委員会意見書（素案）

3 今後の予定

平成27年2月に開催される第7回委員会において、意見書を取りまとめる予定。

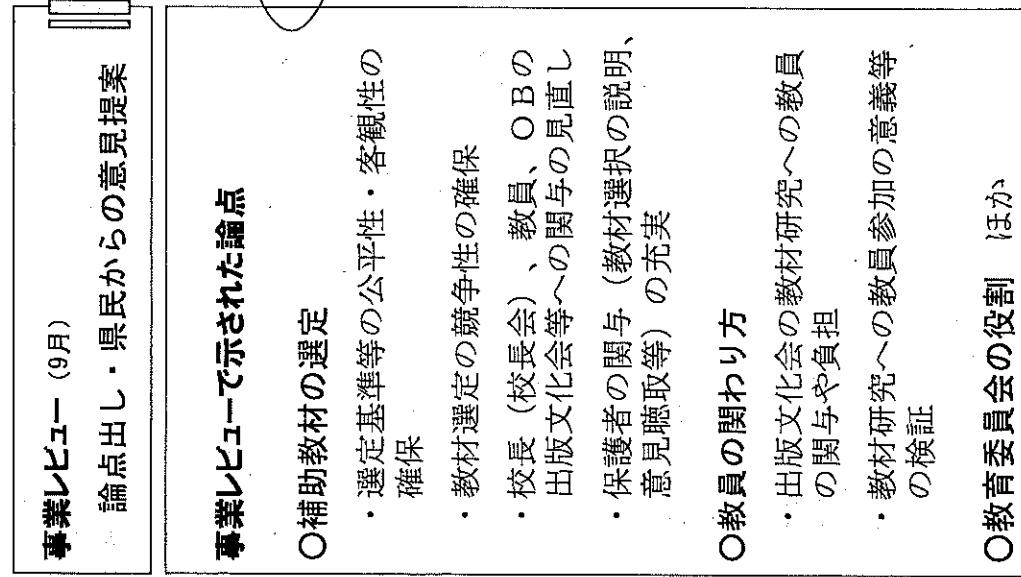
4 県教育委員会の対応

補助教材の選定が公平・公正に行われるよう、各市町教員委員会に対して、現行の「補助教材取扱いガイドライン」の周知徹底を図るとともに、倫理・服務に関する指導を行っていく。

また、意見書についても、速やかに対応を検討していく。

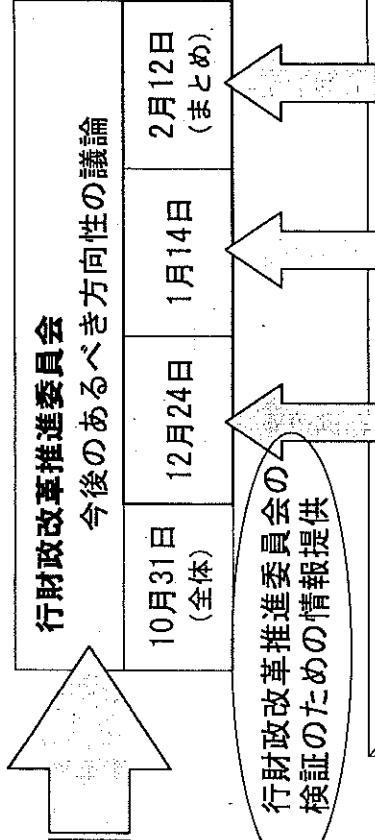
補助教材に関する調査チームの設置

- 事業レビュー（9月）
論点出し・県民からの意見提案
- 事業レビューで示された論点
 - 補助教材の選定
 - ・選定基準等の公平性・客観性の確保
 - ・教材選定の競争性の確保
 - ・校長（校長会）、教員、OBの出版文化会等への関与の見直し
 - ・保護者の関与（教材選択の説明、意見聴取等）の充実
 - 教員の関わり方
 - ・出版文化会の教材研究への教員の関与や負担
 - ・教材研究への教員参加の意義等の検証
 - 教育委員会の役割 ほか

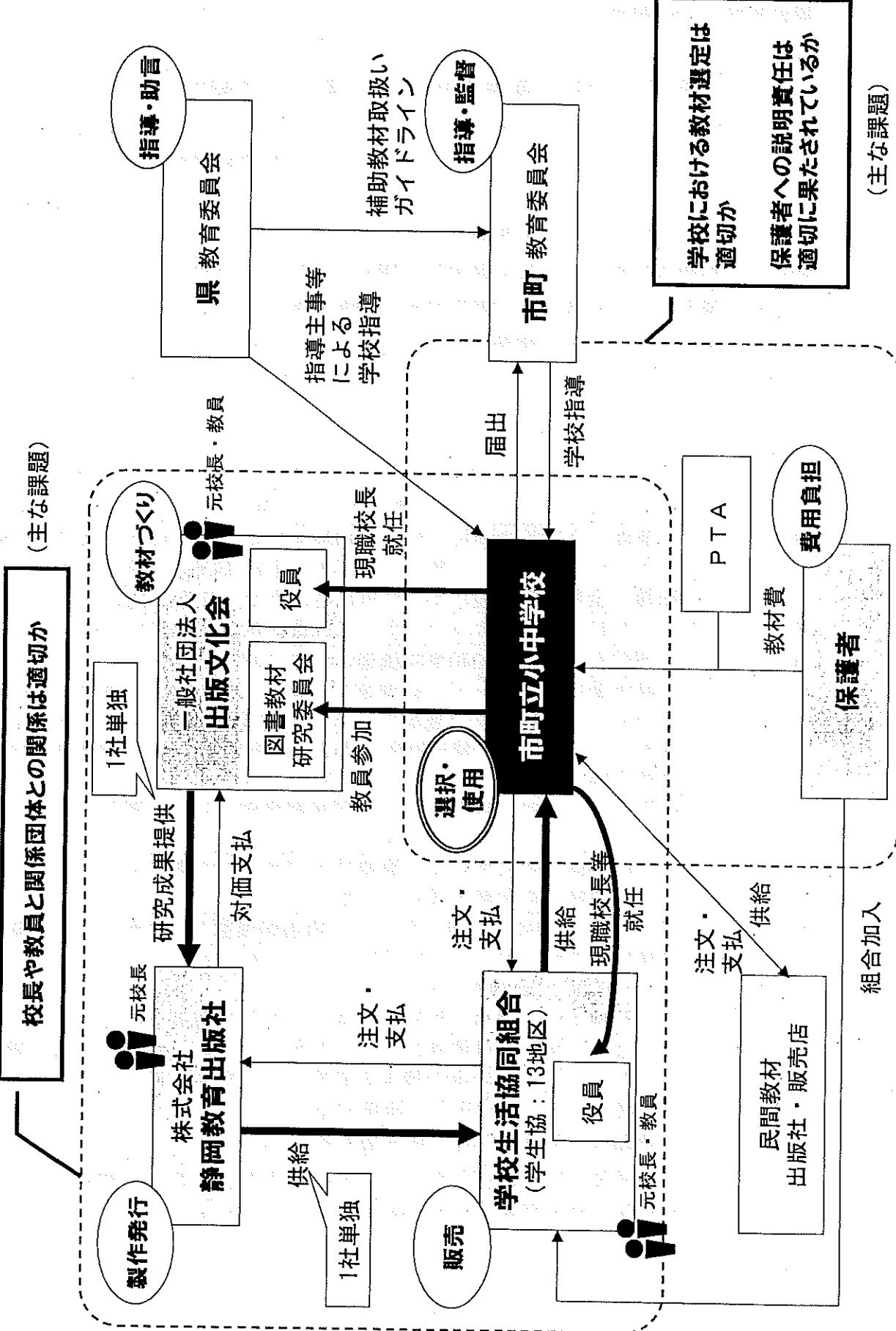


事業レビューで示された論点は、仕組みや制度が専門的かつ複雑であり、今後の見直しにあたっては、実態をより明らかにした上で議論していくことが必要
高副知事をトップとした「補助教材作成・選定・評価方法調査チーム」を設置

氏名	区分
大坪 檺（顧問）	学識者
小野 昊司	企業経営者
佐藤 克昭（委員長）	学識者
高木 敦子	NPO
寺田 正捷	元首長
長澤 弘子	NPO
根本 敏行	学識者
古谷 博義	企業経営者
山本 倫弘	公認会計士



補助教材の関係図と主な課題



報告事項 4 【情報提供】

平成 27 年 2 月 2 日

(件名)

三ヶ日青年の家の事故書類送検に関する不起訴について

(教育総務課・社会教育課)

三ヶ日青年の家のボート転覆事故（平成22年6月18日）については、指定管理者への引継ぎを担当した社会教育課の課長（当時）及び担当者（当時）の計2名が、業務上過失致死容疑で静岡地検に書類送検されていたが、平成27年1月28日、不起訴となる旨の情報を得たので報告する。

(経緯)

日付	事項
H22. 6. 18	豊橋市立草南中学校1年生（訓練参加者：男子56名、女子38名）のカッター訓練中、4隻のうち1隻（生徒18名、教員2名乗船）が転覆。全員が湖に投げ出され救出されたが、1名が死亡。
H22. 9. 30	三ヶ日青年の家カッターボート転覆事故調査報告を公表
H24. 1. 27	運輸安全委員会船舶事故調査報告書公表及び勧告
H24. 5. 1	被害者遺族がカッター転覆事故に関して、豊橋市が謝罪しないことから、事故の責任が豊橋市、県、指定管理者の3者にあることをただしたいとして、損害賠償を求めて提訴した。（名古屋地方裁判所豊橋支部） ※県に対しては、設置者として国家賠償法に基づく責任があるとした。
H24. 10. 24	弁論準備手続において、豊橋市及び株小学館集英社プロダクションは、遺族との和解を成立させた。
H24. 11. 30	12月定例県議会の先議において、損害賠償額及び和解について議決
H24. 12. 26	弁論準備手続において、県と原告との和解が成立 ・和解額 34,000千円 ・和解内容 県は、原告らに対し、株小学館集英社プロダクションと不真正連帶債務として、和解金を支払う。原告らは、静岡県に対するその他の請求を破棄する。本件に関し、何ら債権債務のないことを相互に確認する。
H25. 1. 28	運輸安全委員会へ完了報告書を提出
H25. 2. 12	事故発生当時の関係者6名が業務上過失致死事件の被疑者として静岡地方検察庁浜松支部に書類送検された。